

私が支払うべき料金を預金口座振替によって、代金回収受託会社「みずほファクター株式会社」を通じて支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。(自動払込みの場合を除く)

代金回収受託会社 みずほファクター株式会社

**通帳をご確認のうえ、漏れなく記入・ご捺印ください**

金融機関 (除くゆうちょ銀行) 記入必須

A	ゆうちょ銀行 記入必須		記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)				
	種目コード	契約種別コード	記号	※			
B	1	6	6	3	0	1	0
	番号 (右詰めで記入)						
払込先口座番号 00130-1-14403							
払込先加入者名 みずほファクター株式会社							

  

B	銀行	支店
	信用金庫	出張所
	信用組合	
	農協	
	労働金庫	

  

預金種目	普通 [ ]	口座番号	
当座の場合は「普通」に二重線+訂正印を押印のうえで [ ] に記入してください。		(右詰めで記入)	

  

金融機関コード		店番号
---------	--	-----

記入・捺印必須	フリガナ	お届出印
口座名義人	法人名義の場合は、肩書き及び代表者名までご記入ください。	

  

振替日	5日 (継続保証料) 26日 (月額総賃料/毎月保証料) ※金融機関休業日の場合は翌営業日
-----	---

- ・自動引落のご指定口座はゆうちょ銀行もしくはゆうちょ銀行を除く金融機関のどちらか一方を漏れなくご記入ください。
- ・訂正する場合は二重線のうえにお届出印で訂正印を押印ください。ただし、口座名義人欄は訂正印では訂正できません。
- ・不備返却で再提出が必要な場合は、通常引落開始まで数ヶ月かかる可能性があり、その間手数料を加算してのご請求となる場合がございますので、**記入漏れ、記入ミスがないようご注意ください。**

**預振金替口座規定**

1. 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預金規定または当座勘定規定に関わらず、預金通帳、同戻戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。

3. この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。

4. この預金口座振替について事前に紛議が生じて、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

<ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。>

契約者名 (賃借人名)	口座名義人と契約者が同一のときは住所・電話番号のみご記入ください。
ご住所	TEL

**口座振替システム特約**

口座振替システムを利用する場合には、以下の特約を適用するものとする。

**第1条 支払委託**  
 (1) 甲は、保証会社に対し、本特約の定めるところに従い、原契約に基づく賃料並びに継続保証料又は毎月保証料等(以下「賃料等」という)の支払いを委託し、保証会社はこれを受託する。  
 (2) 賃料等が賃料等の集金業務を第三者に委託している場合は、保証会社は甲から受領した賃料等を当該第三者に支払うことができるものとし、その場合、当該第三者に支払われた時点をもって、保証会社の本特約に基づく債務履行があったものとする。  
 (3) 保証会社は善良な管理者の注意をもって、前項により受託した事務を遂行するものとする。但し口座振替システム自動引落を開始する前に原契約に基づき発生した賃料等の債務については、甲は原契約に基づいて直接賃借人(又はその委託を受けた第三者、以下、賃借人と合わせて「賃借人等」という)に支払うものとする。  
 (4) 保証会社は、表面記載の振替日(払込日)(同日が金融機関休業日の場合にはその翌営業日)において、甲指定の預貯金口座より、原契約に基づく賃料等に相当する金員の自動引落を行うものとし、甲は引落の前営業日までに当該預貯金口座へ賃料等に相当する金員を入金する。  
 (5) 保証会社は、前項の自動引落が行われた場合には、保証会社と賃借人等との間で別途定めた所定の期間までに、賃借人に対して当該賃料等を支払うものとする。この場合、原契約に基づく賃料の支払い日は同日に変更されるものとする。

**第2条 費用負担**  
 甲は、口座振替システム利用料/月額300円(消費税別)を賃料等と同時に支払うものとし、その方法は、甲指定の預貯金口座から自動引落によるものとする。但し、保証料毎月支払型契約を利用する場合には、利用料は毎月保証料に含まれるものとする。

**第3条 紛議**  
 原契約に関し賃借人等との間で紛議が生じたときは、甲の責任において甲と賃借人等との間の協議でこれを解決するものとする。この場合は、本特約の終了日以降に支払期日が到来する当該賃料等については、賃借人等への支払いを停止することができる。尚、本特約が終了した場合は、表面記載の月額賃料が変更されたときは、甲が保証会社に支払委託する月額賃料も当然に変更されるものとし、特に変更書面の取り交わしは行わないものとする。

**第4条 月額賃料の変更**  
 原契約が存在する間は、表面記載の月額賃料が変更されたときは、甲が保証会社に支払委託する月額賃料も当然に変更されるものとし、特に変更書面の取り交わしは行わないものとする。

**第5条 本特約の解除**  
 本特約は原契約の存続期間中は継続するものとし、甲は、原契約が存続する間に本特約を解除することは出来ないものとする。

**第6条 本特約の終了**  
 前条にかかわらず、次の①②③各号に定める事由が発生したときは、保証会社は本特約の全部又は一部を終了させることができる。この場合は、本特約の終了日以降に支払期日が到来する当該賃料等については、賃借人等への支払いを停止することができる。尚、本特約が終了した場合は、表面記載の月額賃料が変更されたときは、甲が保証会社に支払委託する月額賃料も当然に変更されるものとする。

① 原契約が解除、解約、取消その他の事由により終了したとき。  
 ② 本契約の一部又は全部が解除されたとき。  
 ③ 賃借人等の変更により本制度が利用出来なくなったとき。

**必ずお読みください**

委託者名	ジェイリース株式会社
料金の種類等	家賃、保証料等

金融機関使用欄

(不備返却事由)

1. 預金取引なし	3. 印鑑相違
2. 記載事項等相違	4. その他

(店名、預金種目、口座番号、口座名義) (備考)

検	印	印鑑	照合	受付	印

(不備返却先)  
 〒165-8694 日本郵便中野北郵便局私書箱25号  
 (株式会社キューピタス内)  
 みずほファクター株式会社  
 決済事業本部  
 TEL 03-6688-3274

ジェイリース使用欄

契約番号
協定業者名
担当支店
発送日
物件名
賃料
( )
委託者コード

不動産業者さま：本申込書の原本は、金融機関へ提出いたしますので、ジェイリースへお渡しください。控えが必要な場合は、コピーをお渡しください。